

○信濃町水道水源の保護に関する条例
平成3年12月26日信濃町条例第24号

信濃町水道水源の保護に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、現在及び将来において清浄かつ安定した量の水道の水を確保するため、その源となる水道水源を水質の汚濁及び水量の減少（以下「水質の汚濁等」という。）から保護することに関し、事業者、町及び住民の責務を明らかにするとともに、水道水源を水質の汚濁等から保護するための規制に関する措置及びその他必要な事項を定め、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する水道をいう。
- (2) 水道水源 水道の原水を取り入れするために設けられた法第3条第8項に規定する取水施設及び貯水施設に係る周辺の地域をいう。
- (3) 対象施設 水道水源の水質の汚濁等に係る施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 規制対象施設 対象施設のうち、水道水源の水質を汚濁し、及び汚濁するおそれのある施設並びにその水量を減少し、及び減少するおそれのある施設で、第8条第3項の規定により規制対象施設と認定されたものをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、町が実施する水道水源の保護に関する施策に協力する責務を有する。

(町の責務)

第4条 町は、水道水源の保護に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(住民の責務)

第5条 住民は、町が実施する水道水源の保護に関する施策に協力する等水道水源の保護に寄与するように努めなければならない。

(水道水源保護区域の指定等)

第6条 町長は、本町が管理する水道に係る水道水源及びその上流の地域（その集水の地域を含む。）のうち、水質の汚濁等から保護することが特に必要な区域を水道水源保護区域（以下「保護区域」という。）として指定することができる。

2 町長は、保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ、信濃町水道事業運営委員会条例（昭和45年信濃町条例第11号）の規定に基づき設置された信濃町水道事業運営委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 町長は、保護区域を指定したときは、直ちに、その旨及びその区域を信濃町公告式条例（昭和31年信濃町条例第1号）の規定に基づき告示しなければならない。

4 保護区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、保護区域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(規制対象施設の設置の禁止)

第7条 何人も、保護区域において規制対象施設を設置してはならない。

(対象施設の設置の事前協議等)

第8条 保護区域において対象施設を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ、町長にその旨を協議しなければならない。協議事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の規定による協議をせず、又は協議する見込がないと認めるときは、当該設置者に対し、期限を定めて、協議するよう勧告しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による協議があった場合において、委員会の意見を聴き、規制対象施設と認定したときは、設置者に対し、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を文書で通知しなければならない。

4 保護区域が指定され、若しくはその区域が変更され、又は一つの施設が対象施設になった際当該保護区域において対象施設を設置している者（設置の工事に着手している者を含む。）は、その指定若しくは区域の変更又はその施設が対象施設になった日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。

(一時停止命令)

第9条 町長は、設置者が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、当該設置者に対し、期限を定めて、

対象施設の設置の一時停止を命ずることができる。

(行為の届出)

第10条 保護区域において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、町長にその旨を届け出なければならない。届出事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 宅地の造成又は土地の開墾その他土地の形質の変更
- (2) 鉱物の掘採又は土石の採取
- (3) 木竹の伐採
- (4) 河川等からの取水又は地下水の採取
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保護区域における水道水源の水質及び水量の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

2 次の各号に掲げる行為については、前項の規定は適用しない。

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- (3) その他町長が公益上の理由により特に必要と認める行為

3 前項第1号に掲げる行為をした者は、速やかに、町長にその旨を届け出なければならない。

4 保護区域が指定され、又はその区域が変更された際当該保護区域において、第1項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の変更の日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、町長にその旨を届け出なければならない。

(助言及び勧告)

第11条 町長は、保護区域の対象施設について又は第8条第4項、前条第1項若しくは第4項の規定による届出があった場合は、水道水源の水質及び水量の保全のため必要があると認めるときは、当該対象施設を設置している者若しくは当該届出をした者に対し、必要な措置を採るよう助言又は勧告をすることができる。

(保護区域台帳)

第12条 町長は、水道水源保護区域台帳（以下「保護区域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 保護区域台帳の記載事項、その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

3 町長は、規則で定めるところにより、第1項の規定による保護区域台帳を一般の閲覧に供しなければならない。

(公表)

第13条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

- (1) 第8条第4項、第10条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合
- (2) 第11条の規定による勧告に従わなかった場合

(保護区域の土地の買取り希望の申出等)

第14条 保護区域に所在する土地を所有する者は、当該土地の町による買取りを希望するときは、規則で定めるところにより、町長にその旨を申し出ることができる。

2 町は、予算の範囲内において事情の許す限り、前項の規定による買取り希望の申出に応じるよう努めなければならない。

3 土地の買取価格その他の必要な事項は、規則で定める。

(報告及び立入調査等)

第15条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、保護区域に対象施設を設置している者若しくは第10条第1項若しくは第4項の規定による行為の届出をした者若しくは第11条の規定により必要な措置を採るよう勧告を受けた者に対し、当該対象施設の状況若しくは行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保護区域若しくは保護区域内の建物に立ち入り、当該対象施設の状況若しくは第10条第1項各号に掲げる行為の実施状況を調査させ、若しくは対象施設若しくは行為が水道水源の水質及び水量に及ぼす影響を調査させることができる。

2 町長は、保護区域の指定若しくはその区域の指定の解除又はその区域の変更に関し、職員をして、他人の土地に立ち入り、測量（測量のための標識等の設置を含む。以下同じ。）若しくは実地調査をさせ、又は測量若しくは実地調査の支障となる木竹を伐採させ、若しくは除去させることができる。

3 前2項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 町は、第2項の規定による当該職員の行為によって損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定に違反した者
- (2) 第9条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。(平成4年5月信濃町規則第10号で、同4年6月1日から施行)